

第14回

熊本県議会

議会運営委員会会議記録

令和2年10月8日

開 会 中

場 所 議 会 運 営 委 員 会 室

## 第14回 熊本県議会 議会運営委員会会議記録

令和2年10月8日(木曜日)

午前9時10分開議

午前9時18分閉会

本日の会議に付した事件

- 1 議員提出議案(第1号～第4号)及び委員会提出議案(第1号～第3号)について
- 2 本日の議事次第について
- 3 議会運営委員会の閉会中の継続審査事件について
- 4 オンラインによる委員会の運営について
- 5 委員会のインターネット中継について
- 6 その他

出席委員(12人)

委員長	田代国広
副委員長	高野洋介
委員	前川 收
委員	藤川隆夫
委員	城下広作
委員	松田三郎
委員	鎌田 聡
委員	吉永和世
委員	井手順雄
委員	小早川宗弘
委員	溝口幸治
委員	坂田孝志

欠席委員(なし)

議長 池田和貴

委員外議員(1人)

副議長 淵上陽一

執行部出席者

総務部長	山本倫彦
総務部総括審議員	
兼政策審議監	平井宏英
財政課長	梅川日出樹

審議員兼財政課課長補佐 川上竜也

財政課課長補佐 岩野洋士

事務局職員出席者

議会事務局長 吉永明彦

議会事務局次長

兼総務課長 横尾徹也

議事課長 村田竜二

政務調査課長 東 敬二

審議員兼総務課課長補佐 森田 学

審議員兼議事課課長補佐 富田博英

審議員

兼政務調査課課長補佐 松永隆則

総務課課長補佐 岸本誠司

議事課課長補佐 篠田 仁

議事課主幹 岡部康夫

午前9時10分開議

○田代国広委員長 ただいまから第14回議会運営委員会を開会いたします。

まず、議題1、議員提出議案及び委員会提出議案についてお諮りいたします。

資料1及び資料2のとおり、本日の本会議に上程することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題2、本日の議事次第について、吉永議会事務局長から説明をお願いします。

○吉永議会事務局長 それでは、本日の議事次第につきまして、次第の議題2に記載の内容により御説明申し上げます。

開議の後、各常任委員長の報告があり、質疑、討論、議決となります。

なお、山本議員から、議案第1号及び請第20号の不採択に対する反対討論が通告されております。

次に、閉会中の継続審査の件が諮られます。

これは、各常任委員会、各特別委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてでございます。

次に、一般質問最終日の9月29日に上程のありました知事提出議案第56号及び第57号に対する質疑、討論、議決となります。

なお、質疑、討論の通告はございません。

次に、議員提出議案第1号から第4号までの上程があり、質疑、討論、議決となります。

なお、質疑、討論の通告はございません。

次に、委員会提出議案第1号から第3号までの上程があり、質疑、討論、議決となります。

なお、岩田議員、溝口議員及び山本議員から討論が通告されております。

岩田議員は、議案第3号に対する反対討論、溝口議員は、議案第3号に対する賛成討論、山本議員は、議案第3号に対する反対討論でございます。

最後に、閉会宣告をして閉会となります。

以上でございます。

○田代国広委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 それでは、本日の議事次第については、ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題3、議会運営委員会の閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

次第の議題3に記載のとおり、議長に申し出ることにしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題4、オンラインによる委員会の運営について、村田議事課長から説明をお願いします。

○村田議事課長 それでは、オンラインによる委員会の運営につきまして、資料3により御説明させていただきます。

資料3に参考1として添付しておりますさきの6月定例会で改正いたしました委員会条例第11条の2第3項によりますと、第1項、第2項に定めるもののほか、オンラインによる委員会の運営に必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定めるとしております。

これを受けまして、これまで数次にわたり、議会運営委員会理事会で御審議いただくとともに、各会派及び無所属議員の御意見も聴取した結果、資料3のとおり取りまとめたものでございます。

特に、このうち要諦となります資料3の1 オンライン委員会開催の基本的な考え方でございます。

まず、(1)委員の全部又は一部が委員会を招集する場所に参加することが困難となる事情は、オンライン委員会の開催の要件として、新型コロナウイルス感染の防止を図る必要があることを基本としつつも、災害等その他の事情について、各委員長が、臨機応変にその都度議会運営委員会に諮って定めるものがございます。

次の(2)オンライン委員会の開催の決定につきましては、委員の全部又は一部について、先ほどのコロナその他の事情により、委員会に参加することが困難であると認める場合におきまして、その人数の要件を、委員会の定足数を満たさなくなるおそれがある場合を基本に、それ以外につきましても、委員長が臨機応変にその都度議会運営委員会に諮って決定するものがございます。

なお、2、オンライン委員会開催の際の留意事項につきましては、議員の本人確認、自由な意思表示の確保、委員長による議事整理及び秩序保持につきまして、総務省通知に沿って定めたものでございます。

この概要とオンラインによる委員会の運営について(案)とつけておりますが、(案)のほうの詳細版でございまして、こちらのほうで、議長が定める事項として定めさせていただきたいと思っております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○田代国広委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 それでは、オンラインによる委員会の運営に関し議長が定める事項につきましては、資料3、オンラインによる委員会の運営についてのとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題5、委員会のインターネット中継について、東政務調査課長から説明をお願いします。

○東政務調査課長 委員会のインターネット中継についてでございます。委員会のインターネット中継につきましては、第2回議会運営委員会理事会において、委員会のオンライン会議等が議論される中、一部理事からインターネット中継の必要性について言及がございました。これを受け、議長から考えを取りまとめるようにとの御指示があり、事務局で検討事項を取りまとめ、それを基に数次にわたり理事会で御議論いただくとともに、各党派及び無所属議員の意見の聴取が図られました。その結果、資料4の3でございまして、

本県における委員会中継の導入(案)のとおり、本県においても委員会のインターネット中継を導入すること、中継に際しては、カメラ切替えやテロップ表示は行わず、固定画面により映像、音声のみを中継すること、また、中継の導入に伴い光回線を敷設すること、その3点につきまして、おおむね意見の一致が見られたところでございます。

つきましては、改めまして、本県議会における委員会中継の導入につきましてお諮りするものでございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○田代国広委員長 ただいまの事務局からの説明のとおり、議会運営委員会理事会における議論等の結果、時代の流れ、議論のプロセスの公開、また、既に多くの県で導入されていることを受け、本県においても委員会のインターネット中継を導入すること、また、中継に際しては固定画面により映像、音声のみを中継することなどについて意見の一致を見たところです。つきましては、本県における委員会中継の導入(案)のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題6、その他に入りますが、委員の皆様から何かありませんか。

○坂田孝志委員 ちょっとお尋ねで、確認という意味で。委員会に來れないときに議会運営委員会に諮って——前日だとか、当日だとか、急々な場合は、議会運営委員会を開くとまがない場合は、どういう対応を。議会運営委員長に諮っていただければいいけれども。

○高野洋介副委員長 原則2日前に申請なんですよ。

○坂田孝志委員 いや、だから、例えば陽性が前日や当日、やんごとなき事情で行けなくなったと、自宅でオンラインで聞きたいと、そういう……。

○高野洋介副委員長 それは欠席扱いになる——定数を満たすか満たさないかぎりぎりのところに導入するわけですから。

○坂田孝志委員 欠席ですね。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 ないようですので、これで質疑を終了いたします。

次回の委員会は、次期定例会の会期日程の審議等のため、10月26日月曜日の午前10時から開催したいと思いますですが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、本日も本会議を10時に開会できますよう、よろしく願いいたします。

これをもちまして、第14回議会運営委員会を閉会いたします。

午前9時18分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

議会運営委員会委員長